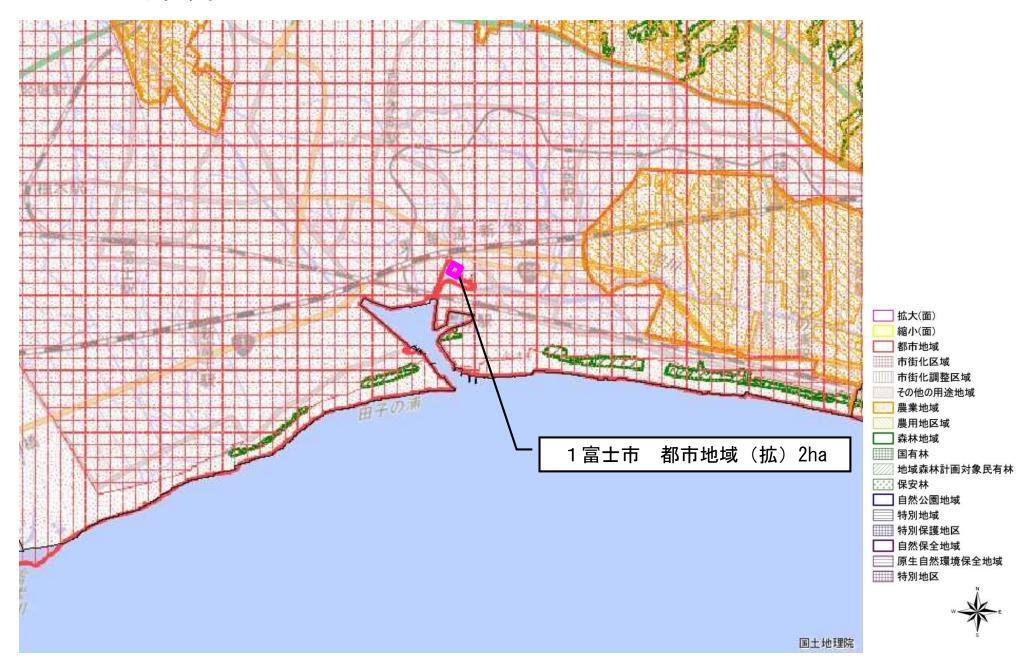
静岡県土地利用基本計画(昭和50年4月策定)の計画図の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年3月29日

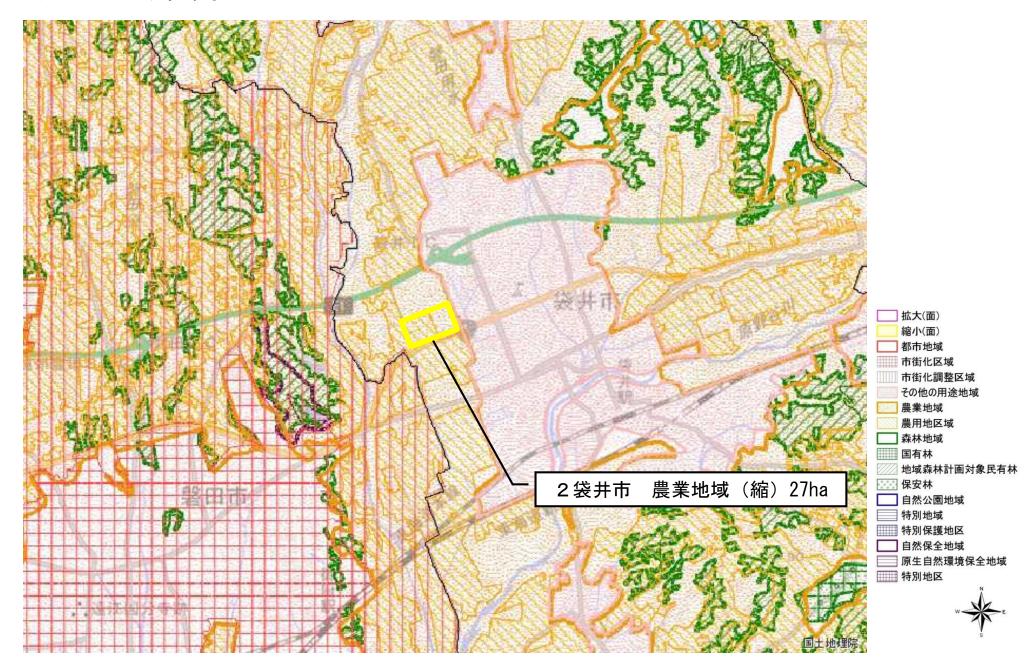
静岡県知事川勝平太

静岡県土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

整理番号	五地域 区分名	関係市町	変更部分の 面積(ha)		変更を必要とする理由
			拡大	縮小	久入と20.女C) 30在田
1	都市地域	富士市	2	_	一体の都市として総合的に開発し、整備し、 及び保全する必要があるため。
2	農業地域	袋井市	ı	27	住宅系の開発行為が予定される区域であり、 総合的な農業の振興を図る必要がないため。
3	森林地域	南伊豆町	1	29	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
4	森林地域	掛川市		1	民間事業者が実施する事業により、森林とし ての利用・保全を図る必要がないため。
5	森林地域	牧之原市	1	4	民間事業者が実施する事業により、森林とし ての利用・保全を図る必要がないため。
6	森林地域	伊豆の国市	-	1	民間事業者が実施する事業により、森林とし ての利用・保全を図る必要がないため。
7	森林地域	菊川市	_	5	民間事業者が実施する事業により、森林とし ての利用・保全を図る必要がないため。
8	森林地域	静岡市	_	1	民間事業者が実施する事業により、森林とし ての利用・保全を図る必要がないため。

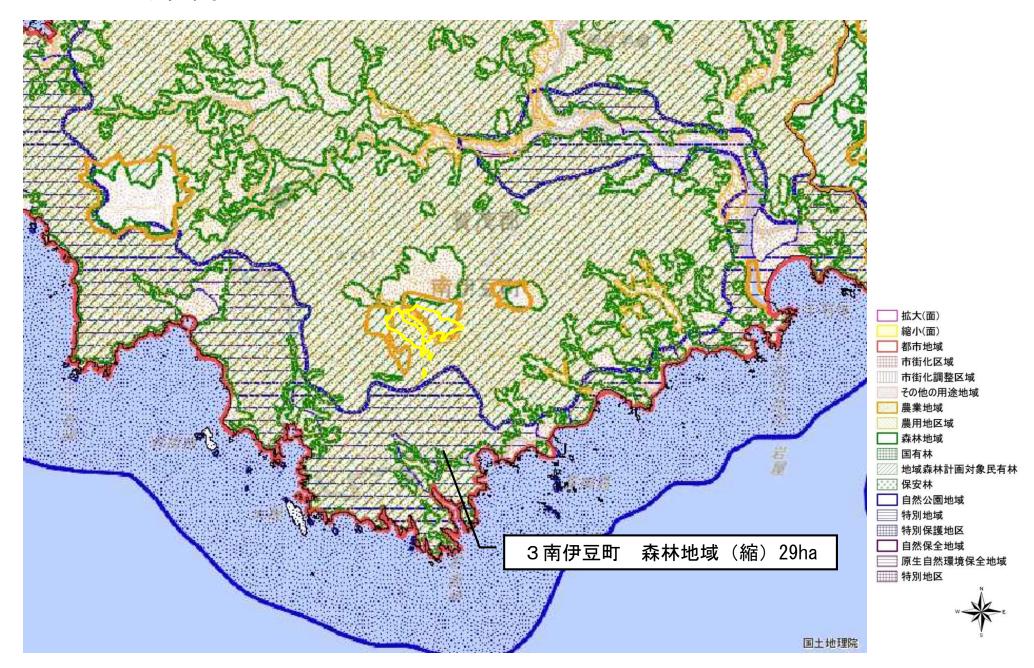


図の中心位置: 35.140, 138.700 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



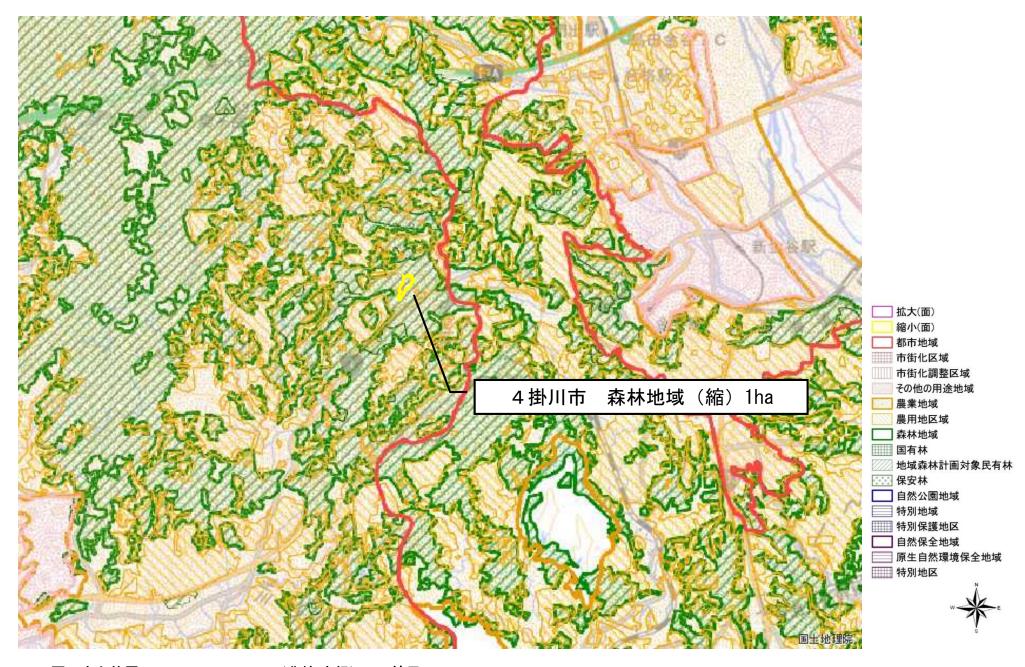
図の中心位置: 34.750, 137.900 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

題名:区域変更図3



図の中心位置: 34.630, 138.840 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

題名:区域変更図4

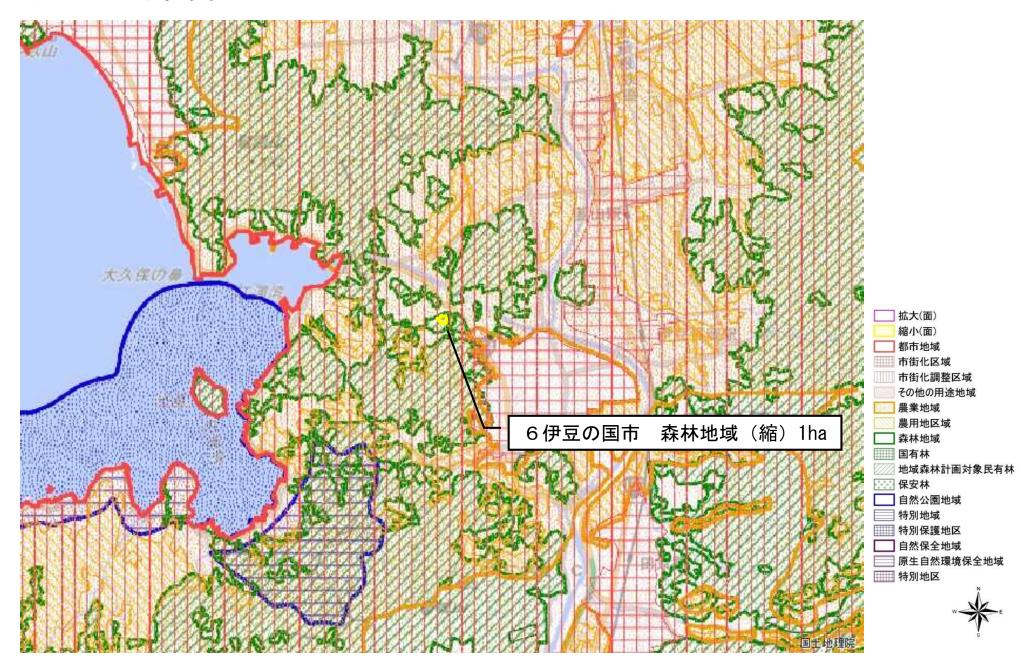


図の中心位置: 34.820, 138.100 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

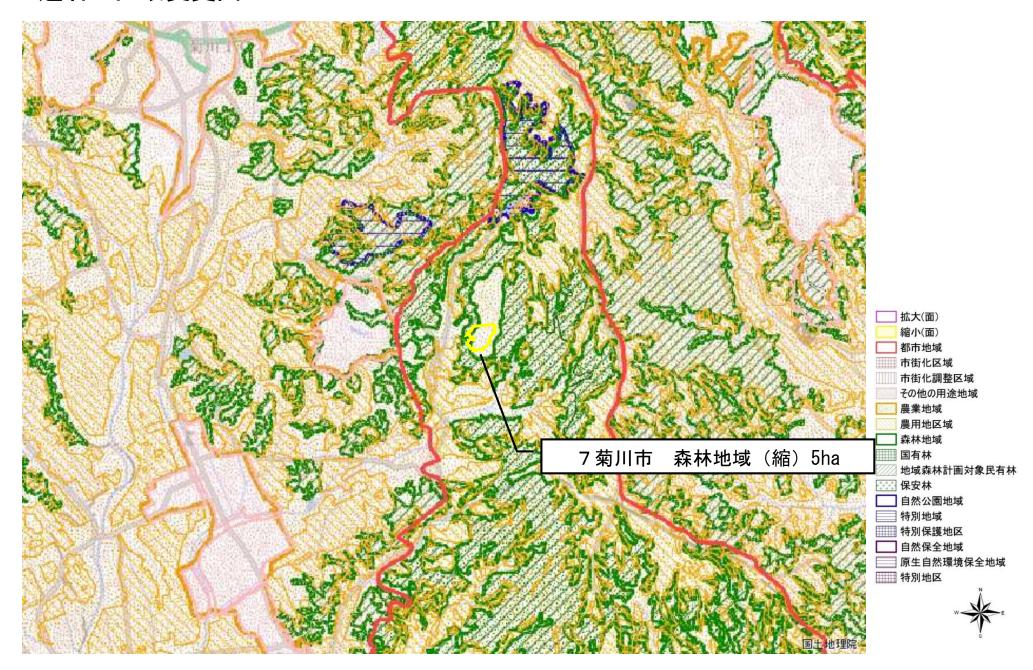


図の中心位置: 34.770, 138.200 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

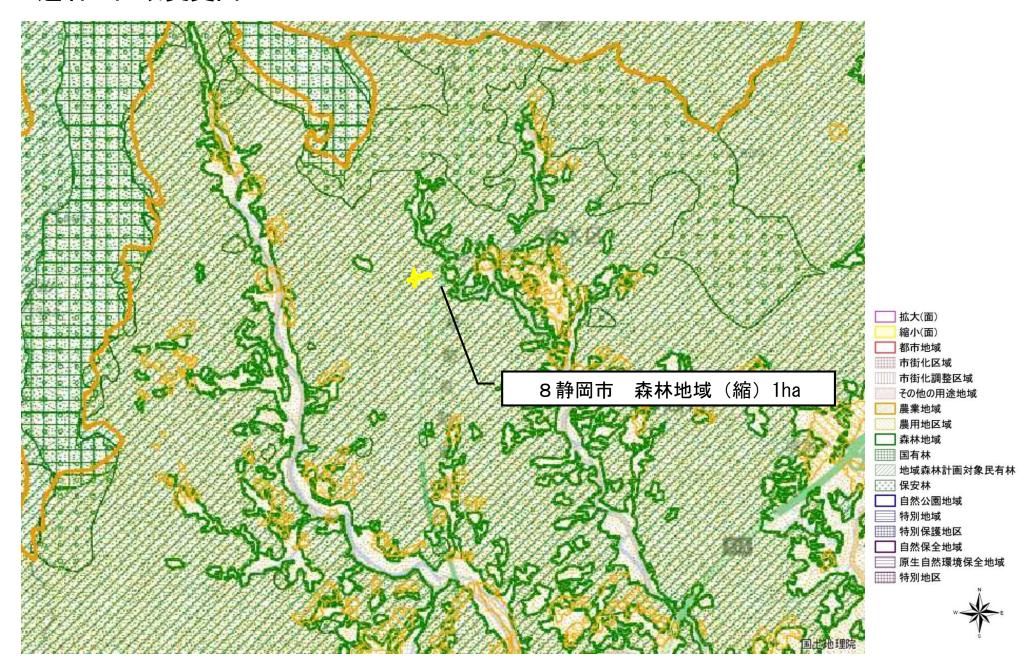
題名:区域変更図6



図の中心位置: 35.040, 138.920 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



図の中心位置: 34.720, 138.120 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



図の中心位置: 35.150, 138.450 (北緯,東経) 縮尺 1:50000